

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	観覧料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立文化館条例第8条 堺市立文化館条例施行規則第7条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>観覧料の還付については、堺市立文化館条例第8条及び堺市立文化館条例施行規則第7条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立文化館条例】 (観覧料の不還付)</p> <p>第8条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【堺市立文化館条例施行規則】 (観覧料の還付)</p> <p>第7条 条例第8条ただし書(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定により観覧料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変その他文化館の展示会場に入場しようとする者の責めに帰さない理由により、文化館の展示会場に入場することができなくなったとき。 観覧料又は特別の展示に係る観覧料の全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 その都度、市長が定める額</p> <p>2 前項第1号の規定により観覧料又は特別の展示に係る観覧料の還付を受けようとする者は、アルフォンス・ミュシャ館観覧料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	